





池袋オフィスに新しいメンバーが増えました!!



税理士 前田 博人  
まえだ ひろと

☆プロフィール☆

「空手、税理士(試験)、私、どれが一番大事なの!？」と、言われ続けた末に結婚した妻と娘  
☆趣味☆

空手初段(現在は一拠点持ち、道場経営もしています。週2回アフター5は若男女の会員と稽古をするのも至福のひとつです)・弓道初段(代表と同じ高校時代に、弊社代表は三段です!)  
・web作成、Adobeソフト操作  
☆お客様に一言☆

事業者の方々は、個人、法人不問に常に「ヒト・モノ・カネ」を念頭に置いておくことを私も小さいながら一拠点を経営することにより実感しています。税額計算はあくまで経営の結果とし、その結果までのプロセスに対し貢献していきたいと思えます。



税理士 今井 航也  
いまい こうや

☆プロフィール☆

東京都世田谷区出身。都内会計事務所を経て、税理士法人鳥山会計に入所。  
☆趣味☆

シャノン・演劇  
☆お客様に一言☆

あらゆるご相談に全力でサポートします。



佐伯 秀則  
さえき ひでのり

☆プロフィール☆

知人の紹介で会計事務所へアルバイトで入社した筈だったのですが、本人も知らない間にいつの間にか社員になっていました。それからいくつかの会計事務所を経て、今年入社しました。  
☆趣味☆

以前は吹奏楽でラッパを吹いていたのですが、最近は全然吹いていません。  
☆お客様に一言☆  
今まで培った経験と知識を活かしてお客様に少しでも良いアドバイスができるように頑張ります。



中村 渉  
なかむら わたる

☆プロフィール☆

東京都出身・医療メーカーの営業経験後、税理士を目指すべく試験勉強を開始。その後、大学院で勉強・卒業し、税理士法人鳥山会計に就職しました。  
☆趣味☆

茶道・ランニング  
☆お客様に一言☆

まだ、担当を持てるほどの経験も知識も不足しておりますが、お客様の立場に立った分かり易い説明ができる税理士を目指しております。感じが良いを motto に日々勉強して頑張ります! よろしくお願ひします。

池袋オフィスでは、志木オフィス同様、新しい仲間とともに、“早い、安い、正確で感じの良い”事務所をより一層推進していきますので、顧問先の皆様、ご質問、ご相談、いつでも承ります。お待ちしております。

\* 税務調査 \*

ー 最新事例のご紹介 ー

ケース① 個人事業を法人成した際の家族に対する退職金

12月に入り地方の個人事業主から税金の相談があり、今年3,000万円くらい利益が出そうだが、何か節税対策はないかとの問い合わせがあり、当社で考えた対策は次のとおり。

① 12月に会社設立(法人成)をして事業主の給与をとることにし、節税をする。(但し、年末間際の設立の為、来年からの節税になります。12月分で約100万円)

② 12月にボーナスを支給する。約300万円

③ 個人事業の廃業に伴う法人成につき、個人事業から退職金を支給する。約1,200万円

④ 個人から法人に機械や車両を売却し、帳簿価格と時価との差額の譲渡損失を計上。損失約300万円

⑤ 貸倒引当金の計上。約30万円

⑥ 事業税、消費税等の未払計上。約200万円

⑦ 青色申告特別控除10万円を65万円にする。55万円(合計) 約2,185万円) これだけ対策を講じると税金の差額は次のようになります。

A. 3,000 万円の所得に対する税金

所得税 920 万円 住民税 300 万円  
復興税 19 万円 事業税 136 万円  
(合計 1,375 万円)

※消費税等はほぼ変わらない為考慮しない。

B. 上記の対策を講じた後の税金

所得 3,000 万円-2,185 万円  
所得税 124 万円 住民税 82 万円  
復興税 3 万円 事業税 26 万円  
(合計 235 万円)

C. 節税額

1,375 万円-235 万円 = **1,140 万円**

ボーナス、退職金に対する税金もかかるので、これを相殺しても1,000万円は節税になり、社員に喜んで頂くことにより、会社になってからも頑張つて頂くというハッピーな結果になりました。この件は相当に荒唐治なので、税務調査の可能性は高いと伝えておいたのですが、案の定、税務調査になりました。

この方は地方の小さい税務署が管轄であった為、県庁所在地の税務署から特別調査官が2人で出張してきました。私も当社課長と2人で泊まり出張をして対応しました。

問題点はやはり退職金でした。特別調査官いわく、「法人成した個人が退職金を支払うことはめったにないので」とのこと、特に個人事業主の家族に高額のボーナスと退職金を支払っているのを問題視していました。私の予想通りですが、ここは死守しないと当事務所の価値がありません。

この家族は幸い事業主とは別生計であり、専従者には該当せず、普通の社員と同一の立場です。ちなみに、専従者に対しての退職金は必要経費にはできないという規定があります。私はこの逆手をとって、専従者以外の社員に対する退職金を認めている証しであると強く主張しておきました。退職金をきちんと支払っているかの調査はなされましたが、結果として当社の提案したもののうち、貸倒引当金の計上以外は全てOKにできました。貸倒引当金は事業の存続をしていない為、ダメとのこと。確かにこれはやむを得ません。他に売上の計上漏れ、経費のダブル計上等があり、3年分で全ての追加税金で200万円くらいで終了できました。社長には大変感謝して頂きました。